## 科学者・軍事研究・ヒューマニティ

## 小 沼 通 二

〈元 日本物理学会会長,慶應義塾大学・東京都市大学名誉教授〉 e-mail: mkonuma@keio.jp



科学・技術の応用によって戦争の手段が強化され、非人道性が高まった。これまでに戦争は廃絶されていないが、戦争のない世界を求める動きも繰り返されてきた。1955年のラッセル・アインシュタイン宣言は、人類が戦争をなくすか、人類が絶滅するかの選択の時代になっていると分析し、「ヒューマニティを忘れることなく、常に最優先に考えよ」と呼びかけた。日本物理学会は1967年に一切の軍隊から援助を受けず、協力関係をもたないと決議した。日本学術会議は、1950、1967年の戦争のための科学は行わないとの声明を継承して2017年に声明を発表した。戦争のない世界の実現に向けてわれわれはどう考え、どう行動していくべきだろうか。

#### 1. はじめに

天文・宇宙に関する全く私的な自己紹介から始めさせていただきたい.このところ毎年のように春になると物理・天文・地球物理の大学同級生が三鷹の国立天文台で花見を楽しみ、4D2Uドームシアターを見せていただいている.また毎年2回の自然科学研究機構関係の「自然科学系アーカイブス研究会」に、その前身時代から関係してきたので、国立天文台すばる資料室の状況はしばしばお聞きしてきた。すばるといえば1999年の初めに、ハワイ島とロで開かれたパグウォッシュ・ワークショップ「環太平洋地域の核拡散と安全保障」に出席していて、海部宣男所長のお誘いを受け、開所式直前のすばる望遠鏡を見せていただくことができた.

パグウォッシュ会議は、後で述べるラッセル・アインシュタイン宣言を受けて、1957年にカナダの東海岸のパグウォッシュ村で始まった世界の科学者の会議であり、このグループ名でもある。第1回の会議から帰国した湯川秀樹・朝永振一郎・小川岩雄が日本物理学会の年会のときに非公式報告会を開き、そのあとで朝永が「核兵器の問

題は政治家と外交官だけでは解決できない.物理 学者も考えなければならない.僕もやるから一緒 に勉強しないか」といい、日本グループが発足し た.私はそれ以来のメンバーであり、素粒子理論 だけでなく「科学と社会」の諸問題と取り組むこ とになった.

その中で、「宇宙条約」、「宇宙の開発利用に関 する国会決議」、「宇宙基本法」などを知った、 1967年の「宇宙条約」は、前文に「平和目的の ための宇宙空間の探査及び利用の進歩が全人類の 共同の利益であることを認識し」、「核兵器若しく は他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回 る軌道に乗せること又はこれらの兵器を天体に設 置することを慎むように諸国に要請する1963年 10月17日の国連総会の全会一致の決議を想起し」 などと書かれた上で、第4条で「条約当事国は、 核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を 地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を 天体に設置しないことならびに他のいかなる方法 によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しない ことを約束する. | と規定した. これによって宇 宙空間が南極に続いて核兵器から解放された.

1969年の「宇宙の開発利用に関する国会決議」には、「我が国における…宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は平和の目的に限り、…進んで国際協力に資するためこれを行うものとする.」(衆議院本会議)と述べられ、進んできたのだが、2008年の「宇宙基本法」に至り、「日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ」(第1条)、この「理念にのっとり、行われるものとする」(第2条)としたうえで、「我が国の安全保障に資するよう行われなければならない」(第3条)とされた。この法案が審議されたときには、第3条はそれまでの平和目的に限るとした方針の放棄であり、研究開発の軍事化だという批判があったが、強行されたのだった。

## 2. 戦争のない世界へ一過去の努力一

第2次世界大戦終結後1945年10月に国際連合(国連)が設立された。ヨーロッパの戦火は終わり、日本の敗戦が近い6月に「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、…ここに国際連合という国際機構を設ける」と前文に書いた国際連合憲章が採択されていた。

憲章の第1章「目的及び原則」では、国連の目的として「国際の平和及び安全を維持すること」 (第1条1)などを決め、原則として「3すべての加盟国は、其の国際紛争を平和的手段によって国際の安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」、「4すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」(第2条)などと定めた.

翌年に制定された日本国憲法は、前文に「日本 国民は…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起 こることのないようにすることを決意し…この憲法を確定する. …われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する…」と定め、第9条で、「戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する.」として、「戦力は保持しない」、「国の交戦権は認めない」と明記した.

これは上記の国連憲章の目的と原則を具体化したものであって、世界が向かう方向に沿う先進的なものであり、日本だけ特異な憲法をもつと卑下し、放棄をたくらむのはもったいない。

ところで戦争を廃絶しようという考えは以前からあった.プロイセンのI.カントは、フランス革命進行中の1795年に『永遠平和のために』のなかで、前提条件として、戦争原因の排除、国家を他国の所有とすることの禁止、常備軍の廃止、軍事国債の禁止、内政干渉の禁止、卑劣な敵対行為の禁止を主張した.「常備軍は戦争の原因になる」、「常備軍の兵士は、人を殺害するため、人に殺害されるために雇われる…これは人間性の権利と一致しない」と考えたのだ.

常備軍廃止は19世紀末のA.ノーベルも考えた.彼は、1895年の遺言状の中でノーベル賞の構想を書き残した.現金に換えられるすべての資産によって基金を作り、利子を5等分して「前年に、人類に最大の貢献をした人たちに、毎年賞の形で分配してください.…その一つは、諸国民の友愛のため、常備軍の廃絶と縮小のため、そして平和会議の開催と進捗のために、最も多大なまたは最良の仕事をした人に.」と書いた.これが基になってノーベル平和賞が作られたのだった.

第1次世界大戦終結の翌年(1919年)には、国際連盟が作られた(発効は1920年)。日本は最初からの加盟国だった。規約は「締結国は戦争に訴えざるの義務を受諾し」という文から始まっている。それにもかかわらず、言い出した米国は加盟しなかったし、日本(1933年)、ドイツ(1933

年), イタリア(1937年)などが次々に脱退し、 第2次世界大戦を防げなかった. 欠点, 問題点, 限界などを指摘することは容易だが、規約には 「第11条(戦争の脅威)1戦争又は戦争の脅威は、 連盟国のいずれかに直接の影響あると否かとを問 わず、すべて連盟全体の利害関係事項たるをここ に声明す. すなわち連盟は, 国際の平和を擁護す るため適当かつ有効と認むる措置を執るべきもの とす. …」、「第12条(紛争の平和的解決) 1連盟 国は、連盟国間に国交断絶に至るの虞(おそれ) ある紛争発生するときは、 当該事件を仲裁裁判も しくは司法的解決又は連盟理事会の審査に付する べく, 且(かつ)仲裁裁判官の判決若しくは司法 裁判の判決後又は連盟理事会の報告後3月を経過 するまで、如何なる場合においても、戦争に訴え ざることを約す. | と規定され、戦争のない世界 を目指していたのだった.

つづいて1928年にはパリで不戦条約(戦争放棄 に関する条約) が調印された (発効は1929年). 参 加国は、ドイツ、米国、ベルギー、フランス、英 国、イタリア、日本、ポーランド、チェコスロバキ アの9カ国だった。前文に「人道的努力」であるこ とを述べ、「第1条(戦争放棄)締約国は、国際紛 争解決の為(ため)戦争に訴うることを非とし、目 其の相互関係に於いて(おいて)国家の政策の手 段としての戦争を抛棄(ほうき)することを其の各 自の人民の名に於いて厳粛に宣言す.」\*1,「第2条 (紛争の平和的解決)締約国は、相互間に起こる ことあるべき一切の紛争又は紛議は、其の性質又 は起因の如何(いかん)を問わず, 平和的手段に 依る(よる)の外之が処理又は解決を求めざるこ とを約す. | と規定した. 戦争が非人道的な行為 であることを確認したのだった.

日本は、この条約のすぐ後で、中国との間に「満州事変」(1931~1932年)、「支那事変」(1937~1941、1945年までという見方もある)、ソ連との

間に「ノモンハン事件」(1939年)という戦争をおこなっている. 1907年の「開戦に関する条約」で戦争開始の意思表示は宣戦布告によって行うと決められていたのに、宣戦布告は行われず、「戦争」と呼ばれることもなかった.

ョーロッパで1939年に始まり、1941年にアジア太平洋に広がった第2次世界大戦が、ドイツと日本の敗北によって終結を迎えた1945年にすでに述べた国連が誕生したのだった。

## 3. ラッセル・アインシュタイン宣言 からパグウォッシュ会議へ

ラッセル・アインシュタイン宣言は、1955年7月9日にロンドンでA. アインシュタインや湯川秀樹たち11名を代表したB. ラッセルによって発表された. それは、「核戦争は人類全体に終末をもたらす可能性がある、核兵器禁止協定は、戦争が起こった時に守られる保証はない、したがって紛争を戦争によって解決できると考えるのは幻想である、核兵器と戦争は廃絶しなければならない. 世界各国の政府はこれを認めるべきであり、科学者にそのための手段を見出すための会議を開くことを求める」という訴えであり、「国籍や信条などの違いを超えて、考えてもらいたい」、ヒューマニティを忘れることなく、常に最優先に考えよ "Remember your humanity and forget the rest" と呼びかけたものである.

この宣言は、その前年の1954年3月1日に太平洋のマーシャル諸島のビキニ環礁で行われた米国の水爆実験がきっかけになって発せられた。この実験は、爆発規模が大きく、立入禁止区域の外にいた第五福竜丸などの漁船とマーシャル諸島の島民たちに深刻な放射線障害を与えた。東大や京大などによる「死の灰」と言われた放射性降下物の成分の分析の結果、ウラン237<sup>237</sup>Uが大量に含まれ、放射性物質の総量も多いことが明らかになっ

<sup>\*1</sup> 日本政府は、憲法との関係で「其の各自の人民の名に於いて」は日本には適用されないと宣言した.

た. これを西脇安から聞いた英国のJ.ロートブラットが、秘密にされていた水爆の構造を見抜いた. 前年までの水爆が核分裂・核融合爆弾だったのと異なり、第3段階としてウラン238 <sup>238</sup>Uの核分裂を追加した核分裂・核融合・核分裂爆弾であって、開発の関係者の予想をはるかに超えて威力が強化されていたのだった. ロートブラットからこれを聞いたラッセルは、1954年のBBCのクリスマス放送で事態の決定的危険性を訴えた. この内容がもとになって、ラッセル・アインシュタイン宣言が作られたのだった.

その2年後にカナダのパグウォッシュで科学者会議が実現した。冷戦の厳しい対立の中で、広島・長崎・ビキニでの被害を受けた日本からの参加者も含めて、危険性の認識と対話の重要性を共有できた。参加者は、会議の継続を決定した。議論のテーマは、核兵器廃絶、核兵器の当面の危険性の軽減、科学者の社会的責任から次第に広がっていった。核兵器以外の大量破壊兵器の危険性、通常兵器による被害の拡大、環境問題の重要性なども取り上げられた。

日本では、1975年(京都)と1989年(東京) に海外からの参加者も迎えて規模の小さいパグ ウォッシュ・シンポジウムを開催した. 世界大会 は、1995年(広島)、2005年(広島)、2015年 (長崎)と3回ホストした. それぞれのテーマは、

1975年 完全核軍縮に向けての新構想

1989年 アジア・太平洋地域の平和と安全

1995年 核兵器のない世界に向かって

2005年 広島・長崎から60年

2015年 被爆70周年―核なき世界,戦争の廃

絶、人間性の回復をめざして

であった.

1995年に、パグウォッシュ会議とロートブラットはノーベル平和賞を受賞した.

#### 4. 日本物理学会決議3から50年

1967年5月5日の朝日新聞1面のトップ記事は, 広く社会にとって驚きだっただけでなく,日本物 理学会会員にとっても衝撃だった.「物理学会に 米軍資金」,「国際会議(半導体)に補助 実行委 の見解「独立性は失わぬ」」,「東大医など57件」, 「研究補助 現在は計40万ドル」,「節度ある行動 望む 半導体国際会議当時の日本物理学会会長伏 見康治名大教授の話」,「ことは余りに重大 日本 学術会議学問・思想の自由委員会委員長宗像誠也 教授の話」という見出しの全12段に及ぶ記事で ある.国際会議の事務局長が協定書を交わして米 軍から資金を受領し、米国から招待した学者の旅 費と滞在費に充当し、物理学会の代表者の伏見康 治委員長も知らされておらず,国際会議の会計報 告にも書かれていなかったという問題だった\*2.

物理学会では5月13日の委員会議から議論が始まった。半導体国際会議が日本学術会議後援だったため、5月25日の学術会議の運営審議会でも取り上げられた\*3.この会では、「科学の国際協力についての日本学術会議の見解」(1961年10月27日、第34回総会議決)と国際学術連合(ICSU)第3回執行委員会における「資金源についての申し合わせ」(1965年4月5-7日)が配布された。ICSUの申し合わせは、日本学術会議から提案されて認められた「ICSUとその傘下組織は、いかなる目的であっても、国家のいかなる軍事組織からも、資金を受け入れ あるいは仲介し

天文月報 2018年1月

<sup>\*2</sup> 日本物理学会は、かつて立候補と相互信任投票によって構成された委員会が最高決定機関であり、この委員会の委員長が会を代表した。委員会議は原則として毎月開催され、事前に送られる議題説明に対して、意見と賛否を郵送するという書面出席か、会議に実際に出席するか選択できた。執行機関は特務委員会と呼ばれた。委員長・特務委員が会長・理事に変わったのは1970年だった。決定機関の委員会は2000年に政府が法人制度の根本的変更を行った機会に廃止された。

<sup>\*3</sup> 日本学術会議運営審議会は、会長・副会長・各部長・各部幹事からなる役員会で、毎月開催されていた。2005年からは幹事会に変わった。

てはならない」というものである。審議の結果、 朝永振一郎会長から全会員に、上記の配布2文書 を添付して、「第8回半導体国際会議において 米国陸軍極東研究開発局から補助金を受けたこと は極めて遺憾である. 日本学術会議はこの国際会 議を後援したものとして責任を痛感し, 反省す る. 今後このような事態がふたたび起こらぬよう 慎重に対策を検討する. | との見解が送られた.

物理学会では、会員80名からの臨時総会開催 請求が出された(最終的には755名). 4項目の決 議案の一つが、「決議案3 日本物理学会は今後 内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一 切の協力関係を持たない.」だった. 9月9日に開 催された臨時総会では、6時間を超える審議の結 果, 会員7,400名のうち, 投票者は3,400で3項目 が可決された. 決議3は、賛成1,927、反対777 (ほかは棄権、無効) だった。

決議採択は、新たな議論の始まりだった、学会 と所属会員個人の関係をどのように整理するか, 共同研究もある, 他学会との協力もある, 国際交 流も協力も進行している. 毎月のように続けられ た委員会での審議、議論の詳細についての機関誌 での記録, 学会会合開催にあわせた公聴会, 全会 員へのアンケートなどを重ねて「決議3を実施す るための方針(訂正)|が発表されたのは1969年 7月、「決議3と学術的会合のあり方」の発表は 1970年3月だった. それでもグレイゾーンが残 る. そこで、グレイな場合には、個別に審査する ことにした。1985年には米国物理学会、ヨー ロッパ物理学会、韓国物理学会との間に、相互の 学会活動に会員が参加する場合, 所属会員と同等 の条件で参加が可能になるように二国間の相互協 定を結ぶ話が出て, 先方の学会員が日本物理学会 の活動に参加する場合、決議3を尊重することで 合意が成立した. ところが, 理学系の日本物理学 会に、軍事研究(防衛研究)の秘密にかかわる論 文投稿や講演申し込みが出てくる可能性はない. 審査の結果認めることを繰り返していくととも

に、無関心層が次第に増加する。審査は不要だと いう議論も出てくる. 議論を続けることが大事な のだという意見は少数派になる. それでも1992 年には日本物理学会誌に小特集 "四半世紀を迎え た「決議3」"が掲載されて、風化・形骸化を防 ごうという努力も続く.

1993~1994年に、3件の新しい事態が発生し た. ある国際会議から物理学会が協賛を依頼され て、決議3の下で協賛すると回答したところ、先 方が協賛依頼を撤回した. 長年共催してきた毎年 の講演会と、別の国際会議について、物理学会の 共催方針に反する状況があることがわかり、物理 学会の側から共催を取りやめた.

これらの経過を経て、次期の理事会が決議3の 運用の慣行の変更を行った. 理事会は, 1995年6 月の委員会議に、これまでの慣行を変更しないA 案と、決議3は維持し、諸慣行を変更するB案を 提示した、B案は、明白な軍事研究以外自由と し、明白な軍関係団体以外との協力も自由とす る, 研究費の出所は問わないとするなどの内容 だった. またそれまでは、決議3関係事項は委員 会議で審議決定されてきたが、理事会担当事項と して、問題があると理事会が判断したことだけを 委員会議で扱うとした.この日の委員会議では. 書面回答を含めてB案の支持が多かったので、会 長は次回最終案を出すと結論した. 書面参加の委 員はほかの委員の意見を聞かずにあらかじめ意見 と賛否を記入して提出している. 賛否は審議の最 後まで伏せられていて、書面意見と当日の出席者 の意見に基づいて審議が進められる. 少数意見で も, 重要と判断すれば審議未了で継続されるのが 慣習だった. しかし次の7月の委員会では, 副会 長(次の会長)を含め審議不十分との意見が出さ れたのだが、書面の意見表明を加えると結論を出 すことへの賛成が多いとして決定が行われた.

物理学会ではその後、それまでの運用方針に変 えて、この新方針に基づいて運用されてきた.

## 5. 日本学術会議2017年声明を踏ま えて

日本学術会議は2017年3月24日に「軍事的安全保障に関する声明」を決定した。これは2015年度に始まった防衛省防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」がきっかけになって開始された検討の結果だった。声明の内容は1949年の第1回総会における「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」を受けて1950年の第6回総会で決定した声明「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」と1967年の第49回総会の「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を継承するものだった。

学術会議発足は、敗戦から3年半たったときだった。この時代の科学者たちの考えを見るため1948年12月12日に仁科芳雄が発表した文章を紹介しよう\*\*・

「…人類に大なる災害をもたらしたこれまでの 戦争に対して、われわれは、自然科学者が少なく とも一半の、しかも重大な責任を有することを はっきり表明したい。特に、日本の場合、自然科 学者は、極端な国家主義的戦争に利用されて来た ことについて今日十分なる反省を要求されている はずである. 我々はこの反省を通じて, 今後世界 平和のためにのみ積極的に努力すべく, 決意を新 たにすべきであると信ずる. 過去の日本の科学技 術研究の場合のごとく, 其研究の一部が軍部の予 算によってまかなわれ、それによって促進されて きたということは、たとえそれが科学自体の発展 に役立つという一面を有するとはいえ、結局戦争 の災禍を増大し、真の科学の進歩の方向を歪める 可能性をもつことは、我々が過去の経験によって 痛切に味わわされたところである.」と述べ,

「現在進行しつつある原子爆弾及び細菌的兵器

の発達は究極において地球を破壊し、人類を死滅せしめる力を持つことを宣言する」と結んでいる。これは今日、防衛省予算や外国の軍関係予算で研究を進めようとしている人たちにぜひ読んでいただきたい言葉である。

2017年声明は、2016年6月から10カ月にわ たって「安全保障と学術に関する検討委員会」が 審議を重ねた結果である. 最初に問題の整理を行 い、続いてそれぞれのテーマについて外部からの 意見も求めて議論を進め、最後に審議経過と声明 をまとめた、この委員会の議論の基礎は、日本国 憲法第23条「学問の自由は、これを保障する」 だった. これは重要な視点であり、2017年9月に 任期が切れる第23期の委員会がこの点に絞って 議論を進めたことは適切だった、論点を広げたら 任期内に結論を得ることは難しかっただろう. 委 員会自身も声明の中で、個々の科学者、各研究機 関、各分野の学協会、科学者コミュニティが、社 会と共に真摯な議論を続けていかなければならな いとした. そして最後に「科学者を代表する機関 としての日本学術会議は、そうした議論に資する 視点と知見を提供すべく, 今後も率先して検討を 進めて行く」と決意を表明している.

当面の課題である防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に応募して採択されれば、契約の当事者は研究者自身ではなく、大学・研究機関の責任者である。そのため、各大学研究機関、特に理工系分野のある大学研究機関では、応募を認めるか否か判断を迫られることになった。予想されたように、応募を認めない大学、方針を検討しているので今年の応募は認めない大学、方針が決まっていない大学、事実上応募を認める大学と対応が分かれた。予算が大幅に増加した平成29年度の採択状況が8月末に公表されたが、応募104

64 天文月報 2018年1月

<sup>\*4</sup> 仁科芳雄の発言は、1948年12月12日に東京で行われた平和問題討議会でおこなわれた.この会は、1948年7月のユネスコ総会に提出された報告書「平和のために社会科学者はかく訴える一戦争を引き起こす緊迫の原因に関して、八人の社会科学者によってなされた声明―」をうけて、50数名の日本の人文・社会・自然科学者が、東京と京都で、7つの部会を作って討論を重ね、その結果を持ち寄った会であり、仁科は、東京地方自然科学部会の報告を行ったのだった.

件中 採択は14件 採択機関の中に大学はゼロ、 ただし分担研究機関には大学が5件含まれてい た. (採択機関中の大学は平成27年度4件, 平成 28年度は5件だった.) これは、大学名が公開さ れないまま産学共同事業に防衛予算が公然と入っ てきたことを表している.

学協会の対応はまだ全貌が見えないが、日本天 文学会のこのシリーズはその一つの積極的対応で ある. 日本物理学会は、学術会議の委員会審議が 終了し声明発表に至る間の、2017年3月19日に 年次大会の中で、シンポジウム「軍事研究開発・ 日本物理学会・物理学者― "内外の軍と協力関係 を持たない"決議3から50年一」が行われ、私 が学術会議の動きを詳しく紹介し、意見の表明が 続いた. そこでは、日本物理学会として、日本学 術会議の議論も踏まえて議論していく必要性が訴 えられたが、その後の動きはこれからである。

議論のもうひとつの方向は、国際化である、私 は、学術会議声明の英語版が作られたことを 2017年8月22日に知ってパグウォッシュ会議の ネットワーク Pugwash Forum に投稿し、関係者 に知らせた. これに対して直ちに. J.ダナパラ (Jayantha Dhanapala) 会長(国連軍縮担当事務 次長を務めたスリランカの元外交官、会長は 2007~2017年)から「素晴らしい例です.他国 の科学アカデミーその他の科学の組織が後に続 き, 防衛分野で働いている科学者にとってのヒポ クラテスの誓いのようなものができることを希望 します. | との反響があった.

彼は冷戦終結のわずか後の2003年にカナダのハ リファクスで開催された第53回パグウォッシュ会 議のドロシー・ホジキン記念講演「多面的軍縮の復 活」の中で関係する意見を次のように述べていた.

「核兵器不拡散条約、化学兵器禁止条約、生物 兵器禁止条約によって大量破壊兵器の完全廃止が すべての国の義務となった今日、われわれは、通 常兵器の急速な発展と新しい物理の原理に基づく 新兵器が登場する可能性の脅威に直面している.

そこで倫理綱領を創ることが決定的に重要にな る. 科学者は、軍備管理、軍縮の分野に存在する 条約に違反する活動には決して従事してはいけな い. 新兵器や存在している兵器技術の発展を考え る場合、人道法の原則と市民の保護をガイドライ ンにしなければならない. 科学アカデミーのよう な国家科学機関や国際学術団体は倫理綱領を創 り、実行していく責任がある. …」

学術会議声明に対するダナパラ会長からの返信 直後の8月25~29日に、カザフスタンの首都ア スタナで、第62回パグウォッシュ会議が開催さ れた. 私は. 7つのワーキンググループの一つ 「新技術の台頭と安全保障問題」の場で、学術会 議の声明を紹介し、次節で述べる趣旨に沿って、 パグウォッシュ会議は、核兵器禁止条約ができた 今日、「戦争のない世界」に向けて具体的な議論 を進めるときだと主張した. これに対して出席者 から平和維持軍の問題、米国の銃社会の問題など の発言があったが、本質的な議論に踏み込むには 至らなかった. この理由は、予定されていた議 題, コンピューターやネットワークの安全確保, 人工知能、ロボット兵器などテーマが多く、議論 が全体として深まらなかったことをあげることが できるが、比較的若い参加者が、当面の問題に関 心が深く、ラッセル・アインシュタイン宣言で警 告された戦争廃絶か人類絶滅の危険性かという議 論を考えてきていないこともあったと思っている.

私は長崎で2015年に開催された前回の第61回 パグウォッシュ会議の全体会議でも「戦争廃絶の 問題を具体的に取り上げる段階だ」と主張した. この時にもシニアな出席者からその通りだという 賛同があったのだが、すぐに広がることはなかっ た. これはかつてのパグウォッシュ会議におい て、核兵器の廃絶より軍備管理問題に熱心な参加 者が少なくなかった時代が続き、京都で開催した 1975年のパグウォッシュ・シンポジウム「核軍 縮の新しい構想」における日本のグループの努力 もあって核廃絶が自明の了解に移っていった経過

を思い起こさせるものだった.

大学・研究機関に多額の軍事研究予算が入っている米国でも、現状を憂える声が出ている。防衛研究開発には、その性格上説明責任がない。そのため独立した専門家による評価が行えない。その結果、科学の質の低下が始まっているというのである。これは他山の石としなければならない。

# 6. 戦争のない世界へ―現在とこれからの努力―

2017年7月7日の核兵器禁止条約交渉の最終日 は、インターネットの同時中継で会場の様子が全世 界に流されていた. 条約成立の瞬間は日本では日 付の変わる10分前だったが感動的だった。生物兵 器禁止, 化学兵器禁止のあと残っていた最後の大 量破壊兵器の禁止の決定であり、核兵器保有国と 日本を含む核兵器依存国の妨害を乗り越えて、国 連加盟国の2/3に近い122国代表の外交官と、国際 赤十字, NGO, 被爆者が力を合わせて実現させた ものであった. 議長のコスタリカのホワイト大使も 目頭をぬぐっていた.不参加国の妨害が続く中で 9月20日に国連本部で行われた調印式では、被爆者、 長崎市長などが見守り、拍手が続く中で調印が始ま り、この日だけで調印した国は51、批准・寄託を済 ませた国は3と、発効に必要な50か国の批准・寄託 に向けて順調に動き出している. 拒否権を持ち、核 兵器を保有する常任理事国が力により取り仕切って きた国連から、常任理事国などが不在でも人間性を 軸にして国家の代表とNGOが協力して世界の秩序 を創っていく時代が始まったのだ、今後発効に向け ての努力,不参加国を参加させる努力が続くのだ が、歴史の発展を踏まえて戦争のない世界に向け ての議論を具体化させるべきときがきた.

このようなときに日本の現在の政府は、外交不在 の軍事化を続けている。防衛白書には、防衛装備・ 技術について「抑止力及び対処力を高めていくため には、わが国が諸外国に対する技術的優越を確保す ることが重要」と書かれている。しかし少子高齢化 の日本が軍事大国になることはできない.しかもこれは世界の軍拡競争を加速させる誤りの政策である.すでに軍事費は世界第6位である.慢性財政赤字の日本で無制限の防衛省予算増加はできない.仮に憲法を改定しても、国土狭隘の日本でミサイル時代の戦争において国民が安心して生きていく道はない.

米国やイスラエルのような武力行使を続けている 国との兵器共同開発もすすめるべきでない。安倍第 2次政権が行った積極的武器輸出の「防衛装備移転 三原則」も誤りである。日本国憲法の下で敵を作ら ないできた日本の政策転換は国益を害する。国の誤 りに従うのは 戦前の過ちの繰り返しになる。

世界はいずれ、全面的な軍縮、警察や国境警備に必要な小火器を除く軍事研究の廃止、武器貿易の縮小が実現し、その先には人類存続のための国家の解体と世界の統一が現実のものになっていくだろう。日本はそれを先頭に立って実現させていかなければならない。周辺国に脅威を与えない国は脅威を受けることもない。世界を見れば小国でありながら安定し、繁栄している国がある。敵対国を持つ国との軍事同盟は、国民に安全・安心を与えない。国家のために国民を犠牲にするのでなく、国民のための政治を行わなければ、未来はない。

## 7. まとめ

優れた研究成果は広く利用される. デュアルユースという言葉もある. 軍事研究の成果が民生利用されることもあった. 軍事利用と民生利用の間には技術的な違いはない.

日本国憲法第23条は「学問の自由は、これを保障する」となっているが、これは何をしてもよいという意味ではない。国民が主権者の国では、憲法は主権者が為政者の行動を規制するものなので、第23条は、権力で学問に干渉してはいけないという意味なのだ。

防衛省防衛装備庁にはいくつもの研究所があり,数百人の科学者・技術者がいる.公募による研究「安全保障技術研究推進制度」も2015年か

ら開始された. これらは憲法が保障する自由な研 究ではない. 防衛装備と呼んでいる武器・兵器の 開発・改良を目指す研究なのである。防衛装備庁 が2016年11月18日の日本学術会議「安全保障と 学術に関する検討委員会」に提出した資料「防衛 装備庁における装備品の研究開発の流れ」では, 最終段階の「装備化」のまえに「実用化・事業 化」という「実用化を目指した試作・試験」があ り、その手前に「研究開発」として「技術を実証 するための試作・試験」がある. その手前が(防 衛装備庁内の)「研究所等で行う要素研究」で あって、その前の最初の段階の「基礎研究」が 「安全保障技術研究推進制度」だとされている. これは、米国国防総省の国防高等研究開発局 (DARPA) の方式を踏襲したものだという.

公募にあたっては、「将来の装備品に適用できる 可能性のある萌芽的な技術を対象とし」とされる だけで第2段階以後が完全に伏せられているので、 応募を考えるものに対して、これまでの研究の単な る延長のように見せることになっている.しかし、 募集のテーマは限られているし、採択されれば、そ れぞれ専門の近い防衛省内の研究者が、プログラ ム・オフィサーとして研究に関与する. 彼らの同意 がなければ途中の段階での学会発表もできず、最 終報告書に書くこともできない、これでは、研究終 了後に報告書の内容の公表は自由だといっても, 秘密研究ではない自由な研究だとは言えない.

しかも防衛白書には、「抑止力及び対処力を高め ていくためには、わが国が諸外国に対する技術的優 越性を確保することが重要」だと書かれている. こ れでは世界の軍備強化の先頭に立つことを宣言して いることになる. 日本の安全保障は国内の一人一人 の安全の保障でなければならず、そのために国際紛 争は外交交渉により解決を目指すのが国連の考えで あり、日本国憲法の考えである。防衛力はこれを補 うための最小限であるべきであり、他国に脅威を与 えるものであってはならない、外国との軍事協力、 兵器の輸出、兵器の共同開発は行うべきでない。

かつて戦時下の日本では、政府が判断を誤り、 情報操作を行って国民に真実を知らせず、軍事を 中心にして進み、破局に達した、現在、少子高齢 化, 国家財政の慢性的赤字, 国土狭隘の日本が. 国民不在,外交不在の軍事優先に走るのは誤りで あり、行き止まりの道を進むものである.

今日の世界は度重なる変化を重ねて創られたこ とを歴史が示している. 今の世界を変えていくこ とがいかに困難に見えても、現状がいつまでも固 定化されていると考えるほうが不自然である. 「ヒューマニティを常に忘れることなく最優先に 考えよ」と呼びかけたラッセル・アインシュタイ ン宣言を心にとどめて将来の形を構想し、それを 見据えて一歩一歩進み、変化の兆しを見逃さない よう、日ごろから準備をしておく必要がある. 一 人一人が安全で安心して生きていける日本、そし て世界を創りだしていく努力を続けたい.

## 参考文献

以下の文献は本文中に引用個所を明示していないが. 多くの内容が密接に関係し、詳細な説明と引用文献を含 んでいる.

- 1) 小沼通二, 2017, 日本物理学会誌 72,178
- 2) J.ロートブラット, 2002, パリティ 17(2),23
- 3) 小沼通二, 2002, パリティ 17(2),32
- 4) 小沼通二, 2016, 科学 86,1023
- 5) 小沼通二, 2016, 科学 86,1186
- 6) 小沼通二, 2017, 科学 87, 104
- 7) 小沼通二, 2017, 科学 87,580

## Scientists, Military Research and Humanity Michiji Konuma

Keio University, Tokyo City University

Abstract: Unhumanitarian character of war is increased by the fact that means of war have been intensified by the application of science and technology. On the other side actions towards a world free-from war were repeated in history including the Russell-Einstein Manifesto in 1955. The Physical Society of Japan adopted a resolution in 1967 and the Science Council of Japan issued statements in 1950, in 1967 and in 2017 in the same direction. How should we consider and make actions towards a world-free-from war?